

市営住宅 入居者のしおり



恵庭市営住宅窓口センター

はじめに

○市営住宅は、住宅に困っている方が、安い家賃で入居できるよう国と恵庭市が協力して建設した住宅です。

したがって、入居できる人の収入(所得)には制限があります。家賃については皆さんの収入(所得)と住宅の規模等に応じて決定され、民間アパートなどの民間賃貸住宅に比べて安くなっています。

○また、市営住宅は持家と違って市民の大切な財産であり、公営住宅法や恵庭市営住宅管理条例などの制約のもとで使用していただくことになります。

○このしおりは、これから市営住宅を使用する皆さんに守っていただきたいこと、知っていただきたいこと、注意していただきたいことについて書いてあります。

○よく読んで、法令違反や共同生活の秩序を乱すことなどがないようにしてください。

○そして皆さんが明るく楽しい生活ができるよう住宅や階段・共用廊下・ゴミ置き場などの共同施設を丁寧に使ってください。

目 次

はじめに

1 団地内での生活について(P.1)

- ① 共同生活
- ② 迷惑行為の自粛
- ③ 環境の整備

2 入居するまでに知っていただきたいこと(P.2～3)

- ① 鍵のこと
- ② 電気などの使用の申し込み
- ③ 住宅内の設備
- ④ 団地のきまり
- ⑤ 引っ越しのときに注意していただくこと

3 入居中の必要な手続きについて(P.4～5)

- ① 承認を受けなければならないもの
- ② 届出書等を出さなければならない場合
- ③ 承認申請又は届出の書類の名称や添付書類
- ④ 入居承認後、再び出していただく書類など

4 住宅の退去について(P.6～7)

- ① 退去届および退去検査
- ② 退去時の修繕
- ③ 鍵の返還
- ④ 家賃について
- ⑤ 敷金について
- ⑥ ゴミ出しのご注意
- ⑦ その他の手続きもお忘れなく

5 協力員さんについて(P.8)

6 家賃の支払方法などについて(P.9～10)

- ① 家賃
- ② 家賃の納入方法
 - ☆口座振替(引落し)について☆
- ③ 『家賃の滞納は期日までに納めましょう』
- ④ 家賃の減免及び徴収猶予
- ⑤ 家賃の変更
- ⑥ 収入超過者の家賃
- ⑦ 高額所得者の家賃

7 収入の申告について(P.11)

- ① 収入の報告義務
- ② 収入基準超過者と明け渡し努力義務
- ③ 高額所得者と明け渡し請求

8 駐車場について(P.12)

- ① 使用許可について
- ② 迷惑駐車はやめましょう
- ③ 駐車場使用許可書
- ④ 車庫証明(自動車保管場所証明書)について

9 入居者の負担する費用について(P.13)

- ① 入居者が直接負担するもの
- ② 共益費として市営住宅窓口センターへ支払うもの
- ③ 団地ごとに入居者が負担するもの

10 修繕の申し込みにについて(P.14)

11 快適な生活のため(P.15～16)

- ① 結露【水滴】予防と措置について
- ② 排水口、排水管について
- ③ 共同で利用する物などについて
- ④ その他

12 安全な暮らしのため(P.17～18)

- ① 水漏れなどについて
- ② 一般火災について
- ③ ガスの事故
- ④ 非常時の避難方法について
- ⑤ 落下による事故防止などについて

13 災害について(P.19)

- ① 災害が起こったとき
- ② 通報先
- ③ 損害賠償

14 法令違反による明け渡し請求について(P.20)

15 市営住宅への立ち入りについて(P.20)

16 共同施設の利用について(P.21～22)

17 共同給排水施設について(P.23)

18 主な屋内、屋外施設、設備の使い方(P.24～27)

19 住まいのトラブル、その予防と処置(P.28～30)

20 防災の心得(P.31)

21 別表(P.32～37)

1. 団地内での生活について

① 共同生活

団地生活は、集団生活の場です。皆さんが明るく快適な生活ができるようお互い譲り合い助け合って、健康で文化的な楽しい生活の場とするよう努めましょう。

② 迷惑行為の自粛

ア) ペットは飼えません。(盲導犬・介助犬・聴導犬は除く)

ペットを飼いますと吠えたり、他人の家へ入ったり、また、部屋が汚れて非衛生的となることもあります。

他の入居者や次に住む入居者が大変迷惑することになります。

もし、ペットを飼っていることが判明した場合は、退去もしくはペットの処分ということもあります。

また、退去の際に引っかきキズや臭いなどがある場合は、きちんと処置をしていただきます。

イ) 深夜・早朝の戸の開閉・小さなお子様の飛び跳ね・電気器具(掃除機・洗濯機)などの振動、テレビ・カラオケや楽器の音などが、廊下や隣りへ響くと迷惑になりますので、お互いに注意しましょう。

ウ) 洗濯排水のホースが抜けたり、バケツの水をこぼすなどにより、階下に漏水すると非常に迷惑が掛かります。お互いに嫌な思いをするだけでなく、天井や畳、家具などの補修費用や損害賠償費用の負担をしなければならなくなります。十分に注意してください。

エ) 衛生上、害のある物や危険な物は、絶対に持ち込まないでください。



鳥類・犬、猫などの哺乳類
(盲導犬は除く)・は虫類・
ゲージ内で制御できない
昆虫類など



③ 環境の整備

住宅内外の掃除はもちろん、ゴミや排水などの始末は、入居者皆さんで協力して行っていただきます。

ア) 自分一人くらいやらなくても良いだろうというような人は団体生活に適しません。

イ) 建物の共用場所の階段や廊下などは、いつもきれいにしておいて他人に迷惑や不愉快な感じを与えないよう注意しましょう。

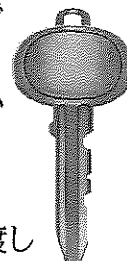
2. 入居するまでに知っていただきたいこと

① 鍵のこと

ア) あなたが、受け取る住宅の鍵は3本です。この他に物置の鍵が3本ありますのでこれも受け取ってください。

イ) 玄関ドアの鍵は、あなたと家族の生活財産を守る大切な物ですから、無くさないようにしてください。

無くしますと入居者の負担で補充していただきます。また、予備の鍵は市や市営住宅窓口センターにはありませんので十分に注意してください。なお退去の際はお渡しした本数を必ず返却し、ご自身で作成した複製鍵の提出もお願いします。



② 電気などの使用の申し込み

電気、ガス、水道や電話を使うための申し込みは、ご自身で直接それぞれの営業所や事業所などへ申し込んでください。なお、ガス・灯油およびリース会社がわからないときは、市営住宅窓口センターにお問い合わせください。

③ 住宅内の設備

ア) 備え付けていないリビング・居室の照明器具やカーテンレールは入居者で取り付けてください。

イ) 浴室の風呂釜と浴槽および給湯器は、備え付けてある住宅と備え付けてない住宅とがあります。

ウ) 湯沸かし器、灯油タンクが備え付けていない住宅は入居者に備え付けていただきます。

エ) 風呂釜、浴槽、給湯器が備え付けてあっても、リース代が必要となります。入居の際、市営住宅窓口センターで確認してください。

オ) ストープは入居者が取り付けることになります。また、棟により灯油タンクも入居者が取り付けることになります。ポータブルの灯油ストーブはカビが発生する可能性からご使用いただけません。ポータブル灯油ストーブの使用によりカビが発生した場合は修繕費をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

カ) コンロは入居者が取り付けることになります。

風呂釜、浴槽、給湯器、ガスコンロなどガス器具を取り付ける際は、ガスの供給をうけているガス会社に相談してください。(取り付け不良がないかなどを確認してもらう。)

④ 団地のきまり

団地内の清掃日と場所、ゴミや危険物の搬出(収集)日時と場所などを確認し、各団地内のルールを守って生活をしてください。

⑤ 引っ越しのときに注意していただくこと

- ア) 団地内の歩行者や自転車などに十分気を付け、他の入居者に迷惑が掛からないよう作業してください。
- イ) 家財をロープなどを使って住宅に運び入れることは非常に危険ですから、絶対にしないでください。
- ウ) 建物に固定してある手すりやドアなどを、取り外さないでください。
- エ) 引っ越しのときに、建物や工作物を壊したときは、入居者の負担によって元通りに直していただきます。



3. 入居中の必要な手続きについて

① 承認を受けなければならないもの

ア) 同居承認

親族が同居する事になる場合は、同居承認を得る必要があります。

入居申込書による申請が必要となりますので、窓口までお越しく下さい。

承認を得る前は親族の同居はできません。また承認されないときは同居できません。

イ) 入居者の承継

入居名義人が、死亡又はその同居の親族を残して転出したときなどで、残された同居の親族が引き続いて住むときは承認を得なければなりません。

その場合、承継の理由となる事実の発生後 30 日以内に承認申請を提出してください。

ウ) 増改築、模様替えの承認申請

市営住宅は増改築、模様替えすることは認められておりませんが、原状回復又は撤去が容易で承認を得た場合には認めることがあります。

② 届出などを出さなければならない場合

ア) 家族に子どもが生まれたとき

イ) 家族が死亡したとき

ウ) 家族が転出したとき

エ) 緊急連絡先が変わったとき

オ) 市営住宅を連続して1月以上使用しないとき



③ 承認申請又は届出の書類の名称や添付書類

※世帯員に異動があった場合は、改めて収入申告をする必要があります。

区 分	理 由	書類の名称	添 付 書 類
承 認	同居承認	同居承認申請書	・ 名義人との関係がわかるまでの戸籍謄本
	入居承継	承継承認申請書	・ 戸籍謄本など
	模様替	模様替等承認申請書	・ パンフレット、誓約書、同意書など
届 出	子どもの出生	同居者異動届	・ 戸籍謄本、住民票など
	家族の死亡		
	家族の転出		
	緊急連絡先の変更		・ 請書（200円収入印紙）印鑑登録証明書
	1月以上の住宅不使用	長期不使用届	

④ 入居承継承認後、再び出していただく書類など

- ア) 請書: 本人と緊急連絡先(1名)が、それぞれ記名して『実印(緊急連絡先は認印可)』を押したもの
- イ) 印鑑登録証明書: 本人1通
- ウ) 住民票は、続柄や本籍を省略しないもの

4. 住宅の退去について

① 退去届および退去検査

ア) 住宅を退去される時は、遅くとも退去される日の1か月前までに、市営住宅窓口センターへ申し出ていただき、『退去届』を提出してください。

イ) 退去届の提出時に日程を決め、入居者立合いの上で市営住宅窓口センター職員が『退去検査』を行い、住宅の管理状況について確認させていただきます。

退去検査とは、破損箇所がないか、清掃不良(主に排水口など)がないか、模様替箇所が復旧しているか、荷物の置き忘れ、水落とし、鍵の返却などの最終検査です。

※ 破損箇所の修繕が終わっていない、模様替えの復旧、ご自身で設置したものの撤去、清掃が行われていない場合は、退去手続きができませんので日割り家賃が発生します。事前の仮検査をおすすめいたします。(窓口センター職員が部屋の状況確認にお伺いします。)

② 退去時の修繕

退去検査により入居期間中に発生した住宅の損傷程度などを確認し、入居者の費用負担となる修繕を決めさせていただきます。入居者の負担となる修繕および住宅内(庭付の場合は庭を含む)の清掃は速やかに行い、市営住宅窓口センターの確認を受けてください。

③ 鍵の返還

入居時にお渡しした住宅や物置の鍵は、市営住宅窓口センターに必ずお返してください。通常は3本組になっておりますが、合鍵など作製した場合はその分も一緒にご返却ください。

④ 家賃について

退去届提出の際に家賃の精算をしていただきます。

※月の途中で退去される場合は、日割り計算により家賃をいただく事になります。

⑤ 敷金について

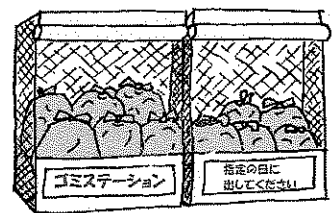
入居時に納付されました敷金は退去後にお返しいたします。

※退去日までの間に未納家賃がある場合はその家賃分を差し引いてお返しすることがあります。

⑥ ゴミ出しのご注意

退去の際には大量のゴミが発生する可能性があります、必ずゴミ収集の決まりを守ってください。収集品目や収集日を間違えてゴミ置き場に大量に出され、団地内の入居者や地域の方に大変迷惑を掛けている場合があります。

十分ご注意ください。



⑦ その他の手続きもお忘れなく

電気・電話・水道・ガス・灯油などの切替え手続きや郵便局・銀行などへの住所変更の届出
その他市役所で住民票の手続きなどが必要となりますので、お忘れにならないように！



5. 協力員さんについて

(ア) 市営住宅には協力員さんがいる棟があります。協力員さんは原則として入居者の方から選ばれています。(恵庭市営住宅指定管理者 日興美装工業(株)からお願いしています)

(イ) 市営住宅窓口センターでは、協力員さんに以下のお仕事をお願いしております。

◎団地内の清掃・ゴミステーションの管理・除雪などの調整

※団地内の清掃・ゴミステーションの管理は協力員さんだけではなく皆さんで協力してください。

(ウ) 協力員さんには、団地内の苦情やトラブルを絶対に持ち込まないでください。

※苦情やトラブルは直接、当事者間で解決するか、市営住宅窓口センターまでご相談ください。

6. 家賃の支払方法などについて

① 家賃

市営住宅の毎月の家賃は毎年度、入居者の収入や住宅の規模などにより計算されます。これにより、毎年入居者には収入の申告が義務付けられています。このため入居者からの収入の申告がない場合は、市営住宅の家賃は近傍で同程度の民間の賃貸住宅並みの家賃が課せられる決まりになっています。

② 家賃の納入方法

家賃は当月分を毎月末日までに納付していただくことになりますが、便利で安心確実な『口座振替』をご利用されるようお願いいたします。直接納付を希望される方は、住宅使用料納付書を持参し、市営住宅窓口センター、市役所本所や支所・出張所および下記の『◎取扱い可能な金融機関』にて納入ください。

◎取扱い可能な金融機関

- | | |
|---------------|----------------|
| ○北洋銀行、本・支店 | ○北海道銀行、本・支店 |
| ○北海道信用金庫、本・支店 | ○北央信用組合、本・支店 |
| ○北海道労働金庫、本・支店 | ○道央農業協同組合、本・支店 |
| ○全国のゆうちょ銀行 | |

☆口座振替(引落とし)について☆

あなたの銀行等預金口座から毎月定期的に家賃の支払いが可能となり、一度手続きをすると継続して自動的に引き落としされますので、便利で安心確実です。手続きなど詳しくは、市営住宅窓口センターへお問い合わせください。

③ 『家賃は期日までに納めましょう』

何らかの理由により家賃の支払いを遅延し、金額が大きくなると納めにくくなります。そうなる前に市営住宅窓口センターにご相談ください。

家賃を3か月以上滞納されると、住宅の使用許可を取り消され、住宅の明渡し(退去)を要求されることがあります。場合によっては、調停裁判や訴訟という方向に進むことになりますので十分ご注意ください。



④ 家賃の減免及び徴収猶予

特別な事情がある場合には一定の期間、家賃を減免したり徴収の猶予をすることができます。
次のような状況が生じて困った場合、市営住宅窓口センターにご相談ください。

なお、減免や猶予はさかのぼる事ができませんので、ご了承ください。

◎特別な事情

- ・ 入居者や同居者の収入が著しく低額であるとき
- ・ 入居者本人や同居者の病気などにより生活が著しく苦しくなったとき
- ・ 入居者や同居者が災害により著しい損害を受けたとき



⑤ 家賃の変更

家賃は、あなたの収入ほか、国で定めた家賃算定の基礎となる額や係数により毎年度変更されます。

また、住宅を改良したときなど、住宅の利便性が変化したときも家賃の額が変わります。

⑥ 収入超過者の家賃

あなたが入居して3年過ぎたときに、国で定めた【収入基準】を超えますと、あなたの家賃は【収入超過者の家賃】となり、本来入居者の家賃よりも上昇しますので、ご承知おきください。

⑦ 高額所得者の家賃

あなたが入居して5年以上過ぎたときに、最近2年間続いて国で定めた【収入基準】を超えますと、あなたの家賃は【高額所得者の家賃】となり、収入超過者の家賃よりもさらに高額な民間並み家賃(近傍同種の住宅の家賃)の2倍に相当する額がかかると同時に、市営住宅を明渡す義務が課せられます。

7. 収入の申告について

① 収入の報告義務

あなたが、民間の同種同等の賃貸住宅に比べて安い家賃で市営住宅に住み続けるためには、毎年指定した日までにあなたと同居人全員の前年度分の収入について、所定の用紙によって申告しなければなりません。

この申告書をもとに必要なことを調べて、条例で定めた収入月額を算定します。

もし申告しないときは、あなたの家賃は近傍同種の住宅の家賃(民間並みの家賃)になります。



② 収入基準超過者と明け渡し努力義務

本来入居者の収入月額を超えていると認められたときは、あなたの家賃は【収入超過者の家賃】となり、本来入居者の家賃よりも上昇します。

なお、この通知を受けた入居者は、自ら住宅を明け渡すよう努めてください。

③ 高額所得者と明け渡し請求

あなたの収入月額が最近2年間続けて高額所得者の収入月額に達した場合は、高額所得者と認定され、家賃は近傍同種の住宅家賃(民間並みの家賃)の2倍に相当する額になるとともに、市長は住宅の明け渡し請求をします。

この請求を受けた入居者は、条例で定めた特別の事情がない限り、住宅を明け渡していただくことになりますので、ご承知おきください。

8. 駐車場について

① 使用許可について

駐車場は平屋・二階建の住宅を除き、おおむね1戸に1区画の割合で使用できます。
使用を希望される方は、市営住宅窓口センターに申し出て、許可を得てください。
なお、団地によっては1戸に1区画分がない団地がありますのでご了承ください。

無断駐車禁止



② 迷惑駐車はやめましょう

駐車場は、皆さんの自動車が整然と駐車ができるように造ったものですから、他人の迷惑となる駐車や周辺道路、通路、共同の広場などへの違法および迷惑駐車は絶対にしないでください。

また、許可車両以外は駐車しないでください。

③ 駐車場使用許可書

許可駐車場に駐車するときは、許可のときに交付した『駐車場使用許可書』を、車両内の外から見えやすい位置に置いてください。

④ 車庫証明(自動車保管場所証明書)について

車庫証明が必要なときは、市営住宅窓口センターにお越しください。

車庫証明は次により証明します。

ア) 駐車許可をしている入居者に対して証明を行います。

イ) 家賃に未納があるときは、この証明を行いません。

ウ) 現在持っている自動車を買替えるときは、その車の処分方法が明らかな場合のみに証明します。

エ) この証明には発行手数料が必要です。

9. 入居者の負担する費用について

① 入居者が直接負担するもの

- ア) 電気、ガス、水道や電話の使用料金
- イ) 襖(ふすま)の貼り替え
- ウ) 破損ガラスの取り替え
- エ) 網戸の網の取り替え
- オ) 排水管内の詰まりや清掃(共同利用のものを含む)
- カ) 住宅の内装や設備器具(陶器製洗面器や便器)などの修繕や破損による取り替え
- キ) 畳表の汚損、すり切れ、切傷、家具跡の著しいものがある場合、ただし退去時に10年を経過している場合で経年劣化と判断された場合は除く。

② 共益費として市営住宅窓口センターへ支払うもの

- ア) 給水ポンプ・エレベーターなどの動力電気代
- イ) 階段・廊下・外灯などの共用部分の電気料金
- ウ) 共用部分の電気器具(階段灯や廊下灯)の電球の交換
- エ) 団地内の草刈り費用
- オ) その他共同施設の備品や消耗品に掛かる費用

③ 団地ごとに入居者が負担するもの

- ア) 通路、駐車場の除雪費用
- イ) その他団地ごとに決められた費用

10. 修繕の申し込みについて

- (1) 修繕の必要があるときは、このしおりの【市営住宅修繕負担区分】(P.32)により、入居者負担分なのか市営住宅窓口センター負担分なのかを見てください。
よく分からないときは、市営住宅窓口センターへ問い合わせてください。
- (2) 入居者負担分については、あなたから直接業者に頼んでください。なお、業者に心当たりがないときは、市営住宅窓口センターへ連絡をいただければご案内します。
- (3) 市営住宅窓口センター負担分の修繕については、市営住宅窓口センターへ連絡してください。
その際には、修繕の具体的な内容、棟名住宅番号、氏名や電話番号などを伝えてください。
市営住宅窓口センター職員が日時を決めて確認に伺います。
- (4) 市営住宅窓口センターの休日や夜間に、市営住宅窓口センター負担区分の緊急修繕が必要
なときは、市営住宅緊急センター(ベルックス警備)0123-25-6863へご連絡ください。市営住宅窓口センター職員より改めてご連絡させていただきます。

11. 快適な生活のために

① 結露【水滴】予防と措置について

ア) 住宅の室内と室外の温度差が大きくなると、その部屋の壁や窓ガラスに結露【水滴】が生じます。ちょうどコップに冷たい飲み物を注ぐとコップの外側に水滴がつく現象と同じです。寒いところで注いでもコップには水滴がつきません。結露予防には、風通しをよくするとともに温度差を少なくし、湿度を上げないことが必要です。しかし、結露となったときには、そこを乾いた布で拭き取ってください。



- イ) 押入れや家具の後ろの壁などは特に結露が生じやすく、布団や家具を壁から少し離して置くと良いでしょう。また、襖を少し開けて押し入れ内の空気を循環させるのも効果的です。
- ウ) カビは、結露を放っておくと出やすくなります。このカビを出さないためには、部屋の中の湿気と温度を上げないで、風通しを良くすることが一番大切です。それでもカビが出るようでしたら、【カビ取り剤】を使ってそこを拭き取ってください。放っておくと壁や天井などがカビで、真っ黒となりかねません。また、体にも良くありませんから、放っておかず処置しましょう。

② 排水口、排水管について

- ア) 流し台、浴室、ベランダの排水口にはトラップというお椀型をしたものがあります。時々目皿を外して、このトラップを掃除してください。
- イ) トイレ、台所、浴室の排水管は、その階の上から下まで各戸が共同で使うようにしてあります。したがって、排水管をつまらせると他の入居者宅にも迷惑を及ぼしますから注意してください。なお、トイレは、水溶性のトイレトーパー以外使わないでください。
- ウ) トイレや排水管を詰ませたときは、入居者の負担によって直していただきます。
- エ) 油は絶対に流しに流さないでください。料理で使った天ぷら油などを流しますと水が流れなくなる原因となります。
- オ) 排水管の詰まりと思われる現象が、入居当初にあった場合はすぐに市営住宅窓口センターに連絡してください。月数が経過してからの修理は、入居者負担となりますのでご承知おきください。

③ 共同で利用する物などについて

- ア) 共同の入口付近に自転車などを置きますと通行の邪魔になるばかりでなく、非常の際にすみやかに逃げることができなくなります。所定の自転車置き場か自分の物置に置いてください。
- イ) 団地内の遊び場や広場などで幼いお子さんが遊ぶときは、必ず大人が付き添ってください。また、環境の美化に努めてください。
- ウ) 団地内の通路や階段の踊場、廊下などは、入居者が清掃してください。
- エ) ベランダなどにアンテナ類を取り付ける場合は、必ず市営住宅窓口センターに申し出て、許可を受けてください。

④ その他

ふだんから風通しを良くすることが大切です。
年間を通して窓開けなどをして快適な生活を心掛けましょう。



12. 安全な暮らしのために

① 水漏れなどについて

水漏れ事故が発生したときは、水が漏れていると思われる住宅【一般的には、被害住宅の上階】に、まず知らせてください。その後、市営住宅窓口センターに連絡するようにしてください。（上階の方が留守のときには、窓口センターに連絡してください。）

また、冬に水道管が凍って破損することがありますから、長く留守にするときや、冷え込みが厳しいと予想されるときは、水落としをするなどの対処をしてください。（元栓があるところに鍵が掛かっている場合がありますので、市営住宅窓口センターに連絡してください。）

② 一般火災について

火災の予防には日常特に細心の注意を払うとともに万一の火災に家庭用の小型消火器を備えるなど心掛けてください。万一、火災が発生したらまず119番して初期消火を、無理ならすぐ避難をしてください。近所への声掛けも忘れずにしましょう。

なお、火災になりやすい事例を次に掲げましたので参考にしてください。

- ア) 寝る前や酔ったとき、また外出直前のタバコの一服
- イ) 石油タンクへの給油のとき
- ウ) ガス漏れによる爆発
- エ) 天ぷらを揚げながら他の用事をしているとき
- オ) アイロン、電気こたつ、ヘアドライヤーなどのスイッチの消し忘れ
- カ) 風呂釜の空焚き
- キ) 子どもの火遊び



③ ガスの事故

ガスによる事故は、もっとも怖い事故です。この予防については、日常特に細心の注意を払うとともに、次のことを守ってください。

ア) ガス器具を使用する際は部屋の換気を十分にしましょう。

ガスが完全燃焼するためには、ガス量の4～5倍の空気が必要です。

イ) ガスを使わないとき【特に就寝時、外出時】は、器具栓と元栓を必ず閉めましょう。

ウ) ガス器具の取り付けや調整などは、専門業者に頼んで安全確保に努めましょう。

エ) ガスが漏れているように臭いや音がしたら、すぐにガス供給会社へ連絡するとともに、隣近所に声を掛け合って屋外や安全な場所に避難しましょう。状況は後ほど市営住宅窓口センターに連絡してください。

オ) 万一、ガス事故が起きたときは、直ちに119番通報してから隣近所に声を掛け合って屋外の安全な場所に避難しましょう。余裕があればガス供給会社へ連絡してください。後日でも市営住宅窓口センターに連絡してください。

④ 非常時の避難方法について

ア) 火災などにより、玄関口や階段から逃げられないときは、ベランダを使って隣家又は階下へ逃げてください。ベランダの戸界が石綿板で仕切っている建物は、これを壊して逃げてください。

イ) ベランダによっては、非常時に階下へ逃げられる建物があります。

この避難口は、フタを開けてピンなどを外すと、はしごが下がって逃げるができます。

ウ) このような避難時の通路や避難口は、皆さんにとって大切な逃げ道となるものですから、この付近に物を絶対に置かないでください。

エ) 非常時に備えて、避難の方法を常に確認するよう心掛けましょう。

⑤ 落下による事故防止などについて

ア) 部屋の窓やベランダの手すりは、階下へ落ちることを防ぐために設けたものです。絶対に取り外さないでください。また、手すりの近くに台などを置いておきますと、お子さんが手すりによじ登ったりして危険ですから、台などは絶対に置かないでください。

イ) 2階以上の上の階にあるベランダ、窓などから物が落ちないように気を付けましょう。他人の迷惑になるだけでなく、怪我など大事故につながります。まして油などを故意に捨てるようなことは絶対にしないでください。

13. 災害について

① 災害が起こったとき

地震、台風、豪雨や火災などの災害が起こったときは、【20. 防災の心得】(P31)を参考にしてください。

- ア) 隣が火災になったときは、バルコニーに置いてある可燃物の片付け後、窓や出入り口の戸を閉めて煙や炎が住宅内に入らないようにすること。
- イ) 電気火災(電気器具や電線)のときは、まずブレーカースイッチを切ってから水をかけること。
- ウ) 油類に引火したときは、布団などを被せてから水をかけること。
- エ) 避難方法などについて、日頃家族や近所の人達と話し合っておくこと。

② 通報先

- ア) 火災のときは、できるだけ早く市営住宅窓口センターへ報告してください。
- イ) 地震、台風や豪雨などのため、あなたの住宅や団地施設に被害が出たときは、その状況を市営住宅窓口センターへ連絡してください。

③ 損害賠償

火災を起こすとあなたの大事な財産を失うばかりでなく、他の入居者にも多大な迷惑を掛けることになります。また、場合によっては損害賠償を支払うことにもなりかねませんので、お互いに気をつけましょう。

※損害賠償保険に加入するよう努めましょう。

14. 法令違反による明け渡し請求について

入居者や同居者が、次の行為をしたと市長が認めたときは、市営住宅を明け渡していただくことがありますので注意してください

- (1) 不正行為により入居した場合
- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき
- (3) 正当な理由によらないで、1月以上市営住宅を使用しないとき
- (4) 市営住宅又は共同施設を故意に壊したとき
- (5) 市営住宅条例の承認事項や禁止事項などの各規定に違反したとき

上記に該当した入居者が、市長から住宅の明け渡しを求められて未納家賃などがあるときは、直ちに全額を支払っていただき住宅を明け渡していただきます。

なお、入居者がこの求めに応じなかったとき、市長は法的な手続きを取ります。

このようなことにならないよう、くれぐれも注意してください。

15. 市営住宅への立ち入りについて

市営住宅の管理上、市営住宅窓口センターの職員が住宅に立ち入らせていただくことがあります。その際はご協力をお願いします。

なお、これらの職員は『身分を示す証明書』を持っていますので、必要があれば確かめてください。

16. 共同施設の利用について

○ 団地内の美化、清掃

団地内は、定期的に清掃して環境の美化に心掛け、明るい清潔な団地にしましょう。

○ 団地内の道路

団地内の道路は皆さんの共同施設です。

駐車場以外の駐車は、事故の発生や、緊急時の救急車・消防自動車、ゴミ収集車などの出入りに支障が出る場合があります。

特に路上駐車は、みんなの迷惑になりますので絶対にやめましょう。皆さんで協力して守ってください。

○ 児童遊園

団地内には児童遊園が設置されているところがあり、砂場や遊戯施設もあります。

小さなお子さんを遊ばせる場合は、必ずおとなの人が付き添ってください。

遊具などに故障を発見した場合は、すみやかに市営住宅窓口センターへ連絡してください。



○ 自転車置き場

自転車、バイク、三輪車などを、順序良く整理しておきましょう。

放置自転車などは大変迷惑ですので、退去する場合や処分する場合は所有者が責任をもって処分してください。自転車置き場へは絶対に放置しないでください。

○ ゴミ集積所

生活にゴミはつきものです。後始末が悪いと団地の清潔な環境をそこない、トラブルの原因にもなります。しっかりルールを守りましょう。

ゴミ置き場は、皆さんが互いに協力して、いつも清潔にし、悪臭などが発生しないようにしましょう。



○ 階段、廊下

階段、廊下は毎日通行する場所です。

また災害など非常時の避難通路にもなります。

日頃から清掃を心掛けて、次のことに注意して使用してください。

1. 階段や廊下は防水施工がされていないので、清掃する場合に水を流すと階下へ漏水することがあります。玄関と同様、わずかな打ち水やちぎった新聞紙を濡らして撒く程度にしてください。
2. 階段室や廊下に自転車、乳母車、その他の通行や避難に支障がある私物は置かないでください。また、落書きなどしない、させないように注意しましょう。

○ エレベーター

最近建てられた市営住宅にはエレベーターを設置しています。定期点検は委託業者が行っています。

普段からエレベーター内の注意書きをよく読んでおきましょう。

エレベーター内で遊んだり、いたづらをしないでください。

もし、エレベーターが動かなくなった場合、あわてずに「非常時ボタン」を押し(外部でベルが鳴ります。),「インターホン」で外部と連絡をとってください。

また、火災や地震のときは、停電などでエレベーターが止まる場合があります。使用中に止まることも考えられますが、保守業者が復旧に来ますので、それまで落ち着いてお待ちください。

万一、故障など発見した場合はすぐに保守業者か市営住宅窓口センターへ連絡してください。

17. 共同給排水施設について

○ 断水の場合の応急措置

断水は給水ポンプの故障、停電による場合などが考えられます。
停電による場合は停電が復旧するまでお待ちください。
それ以外の場合は市営住宅窓口センターへ連絡してください。

○ 汚水、排水管

台所、浴室、トイレなどの汚水、排水管は建物内部と外部にあり、市営住宅のような集合住宅では、構造上ほとんどが上下階の住宅全部共同で使用しています。
このため1人の不注意で管をつまらせると、棟全体に迷惑をかけることにもなりかねません。
次のことに十分注意して利用してください。

1. 固形物などは詰まりの最大の原因となりますので、絶対に流さないでください。
2. 水洗トイレには、綿、生理用品、おむつなどを不用意に流したりしないでください。
3. 水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙を絶対に使用しないでください。
4. 台所の流しに野菜くずなどを捨てないでください。
5. 油は絶対に流さないでください。
6. 皆さんが協力して定期的に排水管などの清掃をしましょう。
7. そのほか「11.快適な生活のために②排水口、排水管について」を参考にしてください。

18. 主な屋内、屋外施設、設備の使い方

○玄 関

玄関の床は、階段室と同様に防水施工がされていないので、清掃をするときは打ち水程度か、ちぎった新聞紙を濡らして撒く程度にしてください。

階下への水漏れの原因になりますので注意しましょう。

○台 所

■流し台

ステンレスの流しは、クレンザーなどでみがきますと細かな傷がつきます。

汚れは中性洗剤で洗い落とすようにしてください。汚れを放置しておく、よけいに落ちにくくなりますので、まめに清掃するよう心掛けてください。ステンレス製でも、汚れを放置しておくときびます。特にガスレンジの下は清潔にするようにしてください。

■排水トラップ

流し台で使った水は、排水トラップから建物内の排水管を通り、外部の桝や排水管下水管へ流入しますので次のことに注意して使用してください。

1. 目皿や、トラップの碗を取り外して使用しますと、排水管にごみが入り詰まりの原因になります。
2. 目皿、ストレーナー、碗を引き上げると、簡単に取りはずしができますので、清掃して詰まったごみを取り除いてください。

■換気扇

換気扇の設置された住宅については次のことに注意して使用してください。



1. 台所などの換気扇は毎日使いますので、そのままにしておくと汚れが落ちにくくなります。定期的にファンなどを清掃してください。
2. 油汚れなどのひどいときは、換気扇を分解し、ファンを取り外してファンと本体ともに拭きます。頑固な汚れのときは、住まいの洗剤を入れたお湯に浸しておきます。外側のシャッターも忘れずに拭きましょう。※修繕する場合は入居者の皆さんの負担になります。

○ 浴室

浴室は換気や火気、空焚、凍結に注意して使用しましょう。

浴室は温度、湿度ともに高いので、カビの発生しやすい場所です。

壁や天井にカビが発生した場合は、市販のカビ取り剤も有効です。

カビを発生させない為には、窓開けや換気扇を回すなど換気をよくして乾燥させてください。

■排水目皿

浴室の床排水口には「桮トラップ」が取り付けられています。

目皿についた毛髪などを取り除き、ときどき目皿を取りはずし、「桮トラップ」を上げて清掃してください。そのまま放置すると、異物や毛髪が溜まり、詰りの原因になりますので、ご注意ください。

■バランス型風呂釜(B. F 型)

浴室内にバランス釜を使用している住戸は、外に出た吸排気筒部をふさぐと、吸排気のバランスがくずれますのでご注意ください。

なお、吸排気筒部にふれると、火傷をする場合がありますので気を付けてください。

説明書をよく読んで、ていねいに使用し、ガス漏れ事故などに注意しましょう。

異常や故障時は、すみやかにリース先のガス会社又は購入業者か専門業者までご連絡ください。※空焚や冬期の凍結には十分注意してください。

○ 水洗トイレ

水洗トイレは使い方により故障やつまりがおこりやすく、あなたの不注意で共同の污水管を詰まらせると、皆さんが大変迷惑します。気を付けて使いましょう。

■トイレ

次のことに注意して使用してください。

1. トイレトーパー以外の紙は使用しないでください。
2. 固形物、消毒液、塩酸などは流さないでください。
3. 掃除は中性洗剤またはトイレトクレンザーを洗浄用スポンジにつけてみがきましょう。掃除のために塩酸や殺虫剤などの薬品を流すと、浄化槽の機能に支障が出ますのでご注意ください。
4. 水洗トイレが詰まった場合は、応急処置として水洗トイレ用スポイドを使用して、異物を除去してください。それでも直らないときは、あなたから専門業者に依頼してください。(入居者負担)

その他、「17. 共同給排水施設について ○汚水、排水管」の欄を参照してください。

■ロータンク

ロータンクは、タンクに水をためておき、レバーを操作して放水します。

浮ゴムにゴミがつかえると、水が止まらなくなります。

その場合は止水栓を閉めて、ふたを開けてゴミを取り除いてください。

○ 洗濯機の排水

洗濯機による漏水事故防止のために、ホースは必ず排水トラップなどの排水口に差し込んでしっかり接続してください。排水口への差込みが不十分だと排水時に水圧が掛り、ホースが外れてしまうことがあります。

漏水事故は下階の入居者に多大な迷惑と損害を与えることになります。年に数件発生しておりますので十分注意してください。

○ ベランダ

■床防水

ベランダ床は、防水施工はされておられません。床に水を撒いたり、洗濯水などを流しますと階下へ漏水することがありますので、十分注意してください。

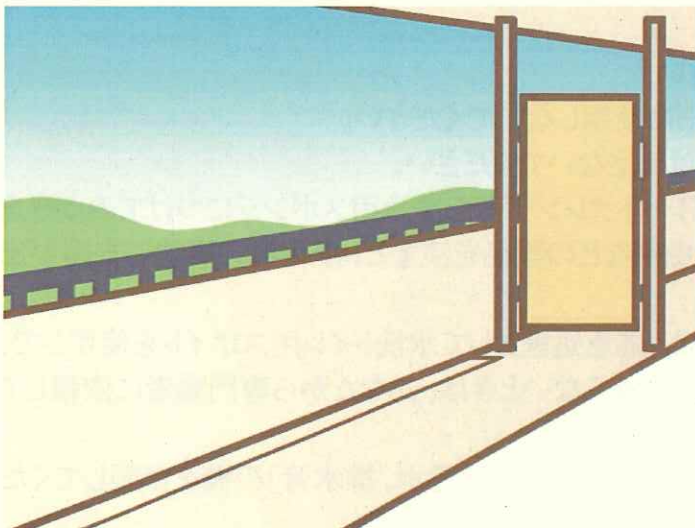
■手すり

ベランダに、木箱など幼児の踏み台になるような物を置くと非常に危険です。十分にご注意ください。

コンクリート製のベランダ手すりの上に植木鉢などを置くことは、危険ですので絶対にやめてください。強風や地震で落下して事故になるおそれがあります。団地内の危険防止のためご協力ください。

市営住宅の手すりは、コンクリート製、鉄製、アルミ製などがあります。古い住宅で手すりの根元のぐらつき、部材の損傷など発見した場合は、市営住宅窓口センターへご連絡ください。

その他、「12. 安全な暮らしのために⑤落下による事故防止について」をご参照ください。



■避難はしご・隔壁版(隣家避難用)

避難はしご(避難ハッチ)や隔壁版は、3階建て以上の建物のベランダに設置してあります。

いずれも火災、その他の災害など、非常時の避難設備として大変重要なものです。「12. 安全な暮らしのために④非常時の避難方法について」も参照して非常時の予備知識にしましょう。

▼避難はしご(ハッチ)

建物により製作メーカーや型式、使用方法が異なりますが、約70センチ四方位のステンレス製や鉄製の薄い箱状の中に折り畳み式のはしごが入っています。通常は建物両端のベランダの床に埋め込んであり、玄関や隣家からの避難ができない場合に、下の階に避難できるようになっています。

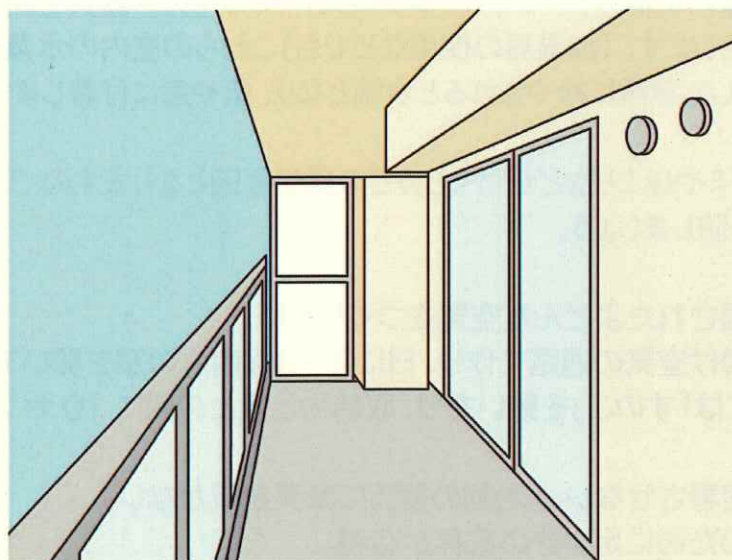
次のことに注意してください。

1. 避難器具の上に物を置かないでください。避難器具の下(下階)にも物を置かないでください。
2. 危険ですので、非常時以外は絶対に開けないでください。

▼隔壁版(隣家避難用)

隔壁版は、ベランダの隣戸との境に設置されており、火災などの非常時に玄関などが使用できない場合、この隔壁版をフライパンなどで壊して、ベランダから隣家へ避難してください。

これは非常時の避難のためのものです。付近には避難に支障のある物などを絶対置かないでください。



19. 住まいのトラブル、その予防と処置

○ 水漏れ

水漏れは、水道管や排水管からの漏水や、入居者の不注意や過失が原因でおこります。皆さんの使用上の不注意や過失で階下へ漏水させると、建物の損傷や階下の入居者にあたえた損害を負担していただくことになりますので、次のことに注意しましょう。

1. 給、排水管などの損傷や腐食による漏水
2. 流し台、洗面器の水栓のゆるみによる漏水
3. 排水口清掃不足による漏水
4. 浴室排水目皿の清掃不足によるつまりの漏水
5. 洗濯時の排水ホースの接続不良や給水ホースの外れによる漏水
6. 断水、凍結時の蛇口の閉め忘れによる漏水
7. 玄関、階段、廊下およびベランダなどへのまき水による漏水

○ 結露とカビ

■結露とは

鉄筋コンクリート造など気密性の高い住宅で、冬期に室内で洗濯物を干したり、たくさんの鉢物を置く、また石油ストーブ(ポータブルストーブ)やガス器具を使用したりすると多量の水蒸気が発生します。(加湿器の使用などでも)これらの室内の水蒸気が冷えた壁や、ガラス窓などに接して急激に冷やされると水滴となり、壁や窓に付着します。この現象が「結露」です。

この水滴にゴミやほこりなどが付くとカビの発生原因となりますので、次のことに注意して結露やカビを予防しましょう。

1. 室内に加湿されたよどんだ空気をつくらない。
2. 換気に心掛け空気の通路を作り、日に2～3回南北の窓を開いて換気する。
3. 押し入れには「すのこ」を敷いたり、収納物と壁との間に10センチ位のすき間をつくる。
4. 壁に物を密着させない。(北側の壁面に家具を置かない)
5. 結露対策のために足付きの家具が有利。
6. 水蒸気が室内に発生しないFF型のストーブを使用する。
7. 浴室などは使用後、できるだけ早く換気扇を回す習慣をつくる。
8. 洗濯物を干すときはよく絞り、窓を開けて換気を心掛けてください。
9. 大量の観葉植物などを置くことは控えてください。
10. 加湿器や蒸発皿などの使用は極力控えてください。

■カビの原因と予防

鉄筋コンクリート造のような、気密性の高い建物では、結露とカビが最大の問題です。結露は全部の住戸で発生しているわけではありません。こまめに換気するなど、ちょっとした気遣いと生活の知恵で防ぐことができます。

○ カビの予防

1. 28 ページの『結露とは』の1～10を守る。
2. 湿度を下げ湿気による結露を防ぐ。
3. カビは細菌なので温度と湿度、空気に栄養分がないと繁殖しない。
4. 鉄筋コンクリート造などの気密性の高い建物のカビの防止は、結露対策が一番の予防策です。

○ カビの発生しやすい場所

1. 押し入れ(特に北側の押し入れは要注意)
2. 窓ガラスにおきた結露がサッシの下枠、窓や壁、床にしみを作り、カビ発生の原因となる
3. 浴室の壁、天井
4. 北側の壁(常に冷えているので、結露しやすくカビが発生しやすい。)
5. その他、トイレなど換気の悪いところ

○ 浴室のカビ

1. 浴室は、水滴の付着を完全に防ぐことが難しい場所ですので、換気を十分にするなど、湿気対策が第一です。
2. 天井や壁にカビが生じたときは、次亜塩素酸ソーダなどによりきれいに拭き取り、防カビ剤などを塗っておくより良いでしょう。

○ ビニールクロスのカビ

ビニールクロスと下地の間に発生することが多く、ぼんやりとした斑点が広がってきます。これは、ビニールクロスと下地の間のノリにカビが発生するためです。発生させると壁紙全体を取りかえるしか方法はありません。カビを発生させないように注意しましょう。

■ダニの予防法、駆除法

ダニにはツメダニ、チリダニなど色々な種類があります。

畳やカーペットに繁殖し、刺されてかゆい皮膚病になったり、ぜん息や鼻炎などを誘発するといわれています。

高温多湿な5月から10月頃に発生しやすいので、特に鉄筋コンクリート造など気密性の高い住宅で、通風の悪いところでは注意が必要です。

丹念に掃除に努め、通風、換気をよくし、日光消毒などをしましょう。

○ 駆除法

発生場所を日光消毒し、電気掃除機で吸い取り、そのあと専用の殺虫剤を散布するか次亜酸ソーダ入りの洗剤などで拭き取るのが有効です。

20. 防災の心得

地震

1. 机やテーブルなどの丈夫な家具の下に一時避難
2. 手早く火の始末
3. 狭い路地、へい、がけや川に近よらない。
4. 余震などが考えられるので、正確な情報を得るようにしましょう。

台風

1. ラジオ、テレビなどの気象通報に注意する。
2. 窓、ドアなど戸締りを確認。
3. 火の元に十分注意する。
4. 垂れ下がった電線には近寄らない。

避難

1. 日頃から避難場所と安全な道順をよく覚えておく。
2. 避難勧告、指示があったら、何時でも避難できるよう準備しておく。
3. 子ども、高齢者などは早めに避難させる。
4. 避難命令が出たら、まず火を始末し、戸締りを忘れずに。
5. 単独行動はさけ、隣近所に声掛けをし、避難をする。
6. 警察官、避難誘導員の指示にしたがって行動する。

家庭備蓄の目安(大人1人7日分の場合)

必需品

- ☐ 水2L×11 本程度
※1人1日およそ3L 程度(飲料水、調理用水)
- ☐ カセットコンロ、ボンベ×6～9本
- ☐ LED ライト・ランタン
- ☐ 電池式モバイルバッテリー
- ☐ 乾電池(単3形の場合)×30 本程度
※ライトなど機器にあわせてサイズや本数を確認

食品

- ☐ パックご飯、レトルト食品、パスタ、缶詰、など

停電対策

- ☐ 簡易トイレ×56 1人1日およそ8回程度
- ☐ 手回し充電ラジオ
- ☐ カセット式のストーブ、カイロなど
- ☐ 電池式の扇風機

21. 別 表

① 市営住宅修繕負担区分

1. 建築一般

(1) 屋内部分

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
天井		老朽化修繕	●	
壁		老朽化修繕	●	
		塗装・カビ取り		●
床		老朽化および腐食修繕	●	
		塗装(軽微なもの)		●
タタミ		裏返し・表替え(入居時、10年経過)	●	
		裏返し・表替え(汚損、すり切、家具跡)		●
柱・はり・土台大引根太・荒床(押入含む)鴨居・敷居		老朽化および腐食・白アリ修繕	●	
窓枠・出入口枠		老朽化修繕	●	
外部に面した建具(玄関戸を含む)	鋼・アルミ製・木製	老朽化修繕、取替、腐食修繕	●	
		内側塗装		●
	網戸	破損復旧、老朽化修繕、網の取替		●
室内建具など	浴室戸	老朽化修繕、取替	●	
	木製戸	腐食修繕、老朽化修繕、取替	●	
	ふすま	縁および老朽化修繕、取替	●	
		ふすま紙貼替および骨組		●

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

・網戸の修理、張替は入居者負担です。また網戸は市で設置したものは一戸に2枚(個所)です。それ以外必要な場合は入居者の負担で設置していただきます。

・板の間にクッションフロアやカーペットなどを使用するときは、両面テープは使用しないでください。

はがしたときに表面が剥がれたりした場合は入居者の負担で修繕していただきます。

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
建物金具類	蝶番・戸車・クレセント	老朽化修繕、 取替(鋼・アルミ製)	●	
		老朽化修繕、取替(木製)		●
	取手・引手	破損復旧、老朽化修繕、取替		●
	錠(玄関に限る)	(鍵を紛失した場合を除く)	●	
	ドアクローザー	修繕、取替	●	
ガラス(パテ含む)		破損復旧		●
流し台	流し台 (調理台・コンロ台含む)	一式取替	●	
		部分補修		●
	排水管	漏水修繕、取替	●	
	トラップなど	部分破損復旧、付属品	●	
ベランダ	手すり	塗装、老朽化修繕、取替	●	
	仕切版(隔壁版)	破損復旧 (災害時の緊急時の破損を除く)		●
	床	漏水修繕、老朽化修繕	●	
避難はしご(ハッチ)		修繕、取替	●	
階下への水漏れ	入居者不注意の場合	水漏れによる被害、		●
	そ の 他	損傷部分の修繕および復旧	●	

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

- ・クレセント:鋼製(アルミ、スチール)建具の鍵、1階部分のみ二重ロック用クレセントになっている団地もあります。
- ・ドアクローザー:玄関片開き戸用の自動閉鎖装置で火災の延焼を防ぐためのものです。
- ・トラップ:排水管に用い、いやな臭気が部屋に入らないための装置。

※排水管・トラップ・トイレ詰まりの清掃は入居者でお願いします。

(2) 屋外部

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
屋 根		塗替、葺替、破損復旧、 老朽化修繕	●	
屋 上	屋上	防水、破損復旧、老朽化修繕	●	
	フェンス	破損復旧、取替		
	屋上マンホール	破損復旧、取替、錠取替		
外 壁		塗装、破損復旧、防水、老朽化修繕	●	
階 段		破損復旧、老朽化修繕	●	

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

・クレセント:鋼製(アルミ、スチール)建具の鍵、1階部分のみ二重ロック用クレセントになっている団地もあります。

・ドアクローザー:玄関片開き戸用の自動閉鎖装置で火災の延焼を防ぐためのものです。

・トラップ:排水管用い、いやな臭気が部屋に入らないための装置。

2. 設備関係

(1) 専用部分-1

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
給 水	給 水 管	老朽化修繕、漏水修繕	●	
	水 栓	老朽化修繕、漏水修繕	●	
		蛇口取付部からの漏水修繕	●	
	パッキング	取替		●
排 水	排 水 管	老朽化修繕、漏水修繕、取替	●	
	排水トラップ	詰まり清掃		●
陶器具類	便器・ロータンク	老朽化修繕、取替	●	
	洗 面 器	破損復旧		●
トイレ内 (便器回り)	ロータンク・ ハイタンク	老朽化修繕、ボールタップ取替		●
		内部金物修繕、浮きゴムおよび パッキングなど取替		●
	洗浄管・フランジ・スパット	漏水修繕、老朽化修繕、取替	●	
	便座・ ペーパーホルダー	老朽化修繕、取替	●	
		破損復旧		●
洗 面 所	洗濯機パン	本体、目皿、付属品の取替	●	
		詰まり清掃		●
浴 室 内	目皿、付属品	破損復旧		●

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

(1) 専用部分－2

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
電気配線		老朽化修繕、取替	●	
電気器具類	分電盤	取替	●	
	ブレーカー	破損復旧		●
	スイッチ・コンセント	老朽化修繕、取替	●	
	ヒューズ			
	引掛シーリング			
	テレビ用端子			
	玄関チャイム			
	照明器具類			
換気設備 (市で設置したもの)	換気扇など器具類	取替、修理(市で設置したもの)	●	
		清掃		●
	換気フード		●	
ガス配管 (市で設置したもの)	ガスコックおよび ガス配管付属品	老朽化修繕、取替	●	
風呂設備 (市で設置したもの)	浴槽(槽ふた、栓等 付属品含む)	本体一式取替	●	
	風呂釜、シャワー	老朽化修繕、取替	●	
	点検バーナー	凍結、空焚の場合の取替、		●
	排気筒など付属品含む	破損復旧、付属品取替修繕		

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

(2) 共用部分

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
屋内・外給水管	給水管	漏水修繕、老朽化修繕、取替	●	
屋内・外排水管	排水管(桝を含む)	漏水修繕、老朽化修繕、取替	●	
		詰まり復旧(入居者の原因によるもの)		●
配水桝・ふた		破損復旧、取替	●	
階段灯・廊下灯 住棟表示灯	ポール・照明器具類 (スイッチカバー含む)	破損復旧、老朽化修繕、取替	●	
	蛍光灯類			●
外灯	電球類(水銀灯含む)		●	
自動点滅器 誘導灯など防災設備		破損復旧、老朽化修繕、取替	●	
各種計器ボックス		老朽化修繕、取替	●	
消火器		設置	●	
テレビ共聴施設		調整、破損復旧、老朽化修繕	●	

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

3. 共同施設

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の箇所	細分		窓口センター	入居者
受水槽、ポンプ室	ポンプ・モーター 各付属設備含む	故障、破損復旧、点検、取替	●	
エレベーター		故障、老朽化修繕、点検取替	●	
		清掃等一般的管理		●
遊び場、広場	砂場・遊具・ ベンチ・東屋	砂の補充、老朽化修繕、 破損復旧、取替	●	
樹 木		害虫駆除、高木などの管理	●	
		低木の管理(剪定含む)		●
芝 生		除草	●	
花 壇		破損復旧、塗装、取替、取替	●	
		管理		●
自転車置場、物置		老朽化修繕、破損復旧	●	
団地内道路、 通路駐車場、側溝、 縁石	舗装、敷石 インターロッキング 車止など	破損復旧、維持修繕、取付、取替	●	

(注)入居者の故意、過失、その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損傷などは入居者の負担で修繕していただきます。

衛生(清掃を含む)関係負担区分

衛生(清掃)実施箇所	実施内容	負担区分	
		窓口センター	入居者
受水槽	消毒、清掃	●	
団地内の各空地、法面など	除草	●	
側溝、桧	清掃		●
ごみ置場	清掃		●
空家	清掃、除草	●	
有害虫、鳥獣対策 (スズメバチなど)	清掃、消毒など	●	

【編集・作成】

〒061-1446

恵庭市末広町156番地2

恵庭市営住宅窓口センター

TEL 0120-002-550